

令和4年度 第3回

立川市学校給食運営審議会会議録

令和4年6月6日

立川市学校給食運営審議会

(基本情報)

会議名称	令和4年度 第3回立川市学校給食運営審議会
開催日時	令和4年6月6日(月) 15時00分～16時00分
開催場所	立川市学校給食共同調理場 研修会議室
次 第	1 開会 2 第2回議事概要の確認【資料1】 3 協議事項 (1) 答申(案)について【資料2】 4 その他
配布資料	資料1 令和4年度 第2回 立川市学校給食運営審議会 議事概要 資料2 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について(答申)(案)
出席者	12名
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議概要 主な意見等	<ul style="list-style-type: none">・答申案における使用しない食品、対応しない食品の順番や考え方について、わかりやすく、矛盾がない構成とすること。・教職員が対応すべきことについて、チェックのタイミングや1日の流れを視覚的にもわかりやすいものとする。・実践的な訓練については、防止のための実践的なトレーニングはもちろん、万一が一事故が発生した時の対応も考慮すること。・アレルギー対応については、調理場における栄養士、調理員の調理面での研修や意識共有も行うこと。
担当	教育部学校給食課 電話 042-529-3511

15時00分

○事務局（青木学校給食課長）

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日、司会進行を務めさせていただきます、学校給食課の青木と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会につきましては、立川市学校給食運営審議会条例に基づきまして、定員18名のうち、過半数10名以上のご出席で成立となります。本日、12名の方のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立しております。

それでは、まず、事務局にて、本日の配布資料の確認をさせていただき、以降、議事進行につきましては、石田会長にお渡ししたいと思います。では、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

【配布資料の確認】

配布資料の過不足ありましたら、事務局までお声かけください。

では、これより審議会を公開いたします。傍聴人はありません。

それでは、石田会長、よろしくお願いいたします。

○会長

それでは、議事進行にはいります。まず最初に第2回議事概要の確認をお願いいたします。その後、協議事項、答申案の確認を進めたいと思います。では、第2回議事概要の確認について、お願いいたします。

○事務局（薬袋管理係長）

はい。それでは、第2回の議事概要の確認を管理係の薬袋からさせていただきます。

資料1をお手元にご用意ください。第2回の立川市学校給食運営審議会会議録（案）です。

第2回は、5月16日に開催いたしました。

会議内容としましては、2ページの次第欄にありますとおり、第1回議事概要の確認の後、報告事項として、第1回の会議の指摘事項について、資料をもとに説明させていただきました。資料2-1では、現在の学校給食の提供方法が令和5年度2学期から全小中学校が2つの調理場から給食を提供するようになるということを図にまとめて説明しました。資料2-2では、現在の共同調理場校と単独調理校のアレルギー対応食の提供方法の違いについて説明しました。資料2-3では、現調理場と新調理場のアレルギー対応食専用室の機能について説明しました。資料2-4及び2-5では、食物アレ

アレルギー対応スケジュールとして、年間の流れ、月の流れ及び当日の流れについて説明しました。資料2-6では、令和4年1月から3月までに実際に提供したアレルギー対応食の提供状況を献立名、対応食品名及び除去食、代替食対応の内容と人数等を説明しました。続いて、協議事項として、対応食品と使用しない食品についてと、対応手順について協議していただきました。委員の皆さまから頂いた主な意見等が次ページ、会議概要・主な意見欄にありますので、読み上げさせていただきます。

【資料1の会議概要・主な意見読み上げ】

以上となります。4ページ以降は、前回の会議の発言録となっております。
事務局からは以上です。

○会長

はい。それでは、今の議事概要について、何かございますでしょうか。細かいところ、それぞれのご発言の修正がありましたら、事務局の方へお願いいたします。

今の議事概要の主な意見を踏まえまして、これから答申案威ついで、議論をしていくこととなりますが、この前回の議論を踏まえて、答申案を事務局と私の方で作らせていただきました。事前にメールでお送りし、また本日机上也にも配布されていると思いますが、その中身をこれから一読していただき、協議をしていきたいと思ひます。それでは、協議事項の答申案について、事務局よりお願いいたします。

○事務局（青木学校給食課長）

はい。次第にあります協議事項ですが、給食係長の平出より資料2をもとに説明させていただきます。

○事務局（平出給食係長）

はい。それでは、資料2をご覧ください。立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について（答申案）について、ご説明させていただきます。

【資料2 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針について（答申）（案）読み上げ】

以上で、答申案のご説明を終わります。

○会長

はい。それでは、今の答申案について、ご意見等を伺いたいと思ひます。構成としては、はじめにがあり、見直しの方向性、考え方、そして具体的な見直しの内容というので、基本的には、使用しない食品が増える、あわせて対応する食品、これは代替とか除去という対応になりますが、その品目数が減るといふ形で、ここの決定が非常に重要だと思ひます。そして、対応手順の構築というのは、これから具体的なことをこれから決めてください、ということになります。その対応手順等を見直すときに、表3の内容を十分考慮してください、ということなので、答申案となります。

いかがでしょうか。

ちょっと細かい点でよろしいでしょうか。2の見直しの方向性の、大きな変換があるというところの二つ目の点の箇所で、単独調理方式とありますが、単独調理場方式ではないでしょうか。

○事務局（青木学校給食課長）

こちらの方につきましては、単独調理方式という表現になります。

○会長

立川市としては、単独調理方式に統一しているということですね。

○事務局（青木学校給食課長）

はい。

○会長

前回の議事概要の主な意見の内容については、ほぼこの答申案の中に網羅されていると思います。

○A委員

複数点あります。まず、2ページ目の3、見直しの内容について、表1「使用しない食品」と表2「対応食品」の順番ですが、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針においては、7ページでまず「対応食品」が出てきて、その後に「使用しない食品」となっていますので、これに準拠すると、表1と表2の順番は変えた方がよろしいのか、この際新しくするというので、まず「使用しない食品」を明記して、その後に「対応食品」とするのか、質問いたします。

それから、2点目になります。答申案の表3対応手順の課題と見直しの方向性についてです。この表の6項目目、「学校アレルギー事故を100%防止するために」に沿った円滑な教員の確認とありますが、円滑な教員の確認というのがわかりにくいので、何を指しているのかお示してください。またその右側の見直しの方向性については、教育委員会から丁寧かつ分かりやすい確認書類の提供、教員研修等の実施とありますが、対応方針内には実践的な訓練と明記されていますので、研修だけではなく、実際にアレルギーを発症した場合の実践的な訓練についても記載した方がいいのではないかと思います。

4のおわりにについて、最後のところ、学校給食を生きた教材として活用した食育の更なる充実を図るようお願いいたします、とありますが、審議会の方からお願いするというのは言葉に違和感がありますので、例えば、更なる充実を図るよう要望いたします又は期待いたします、という表現の方がよろしいかと思います。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。まず見直し内容の「使用しない食品」と「対応食品」の順番ですね。こちらの統一を図った方がいいということです。

○事務局（青木学校給食課長）

まず、私の方から、2点目の方、実践的訓練の明記については、入れさせていただきたいと思います。

○事務局（平出給食係長）

「使用しない食品」、「対応食品」の順番ですが、対応方針の修正に合わせ統一をしますが、現在検討中であり、よりわかりやすいものにしたいと考えております。答申においては、この順番にさせていただきたいと思います。

○事務局（青木学校給食課長）

補足です。対応方針の修正については、学校や関係機関と調整を図っていかねばならないと考えております。その際、どちらの表記の方がわかりやすいのか、といったことがあります。その議論で内容の順番は変わることもありえますが、事務局としては、使用しない食品を決めたうえで、対応しない食品を示した方がわかりやすいのではないかとということで、答申案にはこのような書き方をさせていただいたところです。

今後、対応方針を決めるにあたっては、調整を図って対応を決めたいと考えております。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。

○A委員

主旨はわかりました。前回の資料3でもご提示いただきましたが、対応食品と使用しない食品の改正案ということで、1項目目が対応食品・使用しない食品・その他の食品についてとあり、その後が使用しない食品の改正ということで、表記の仕方が非常に複雑かと思えます。

従前の立川市学校給食における食物アレルギー対応方針のところでは、まず対応食品となっています。また、これについては、平成24年8月に発行され、平成30年4月に改正されており、今回まったく新しいものにするのか、それとも令和4年6月に改正するのか、といった大前提があるかと思えます。もし令和4年で改正するのであれば、従前のものを全く変えてしまうというのも、今まで従前のものに沿って運営されてきたので、その点も審議会で共通理解とした方がよろしいかと思えます。新たに共同調理場方式の中学校給食も始まりますので、今までやってきたことをより充実にしたものにする、精査したものにする、ということであれば、そのようなこともわかりやすく明記した方がいいかと思えます。

以上です。

○事務局（青木学校給食課長）

一つ答弁が抜けておりました。申し訳ございません。答申案の最後の部分です。充実を図るようお願いいたしますという点は、要望しますという表記にさせていただきます。

○会長

まず、使用しない食品と対応食品の順番の話です。今回議論してきた順番が、使用しない食品を決めて対応食品を決めたということの順番になっていますが、資料において、その順番が逆になっていたりすることがあり、これは今後アレルギー対応方針を見直すにあたってしっかり精査してくださいということになっていたので、その点も踏まえたご指摘でした。今回は議論した順番、表1・表2の順番で答申案に記載をします。よろしいでしょうか。

あわせて、これが今後、学校給食課と学校の実際に対応してくださる先生方の協議の中で対応方針が見直されるので、これが改正になるのか、ただここで調理場方式のみになるので新たに作り直すといったことでもよいかと思います。新たに中学校のほうで先生方が初めて対応するというので、わかりやすくするというのが大前提となります。例えば、食物アレルギー対応マニュアル等にして、マニュアルの基本的な対応の方針はこういうことですよ、具体的な手順・方法はマニュアルに従ってやってくださいという考え方で作り直すといったことも考えられますので、そういったことも踏まえて学校給食課と先生方、現場と話し合って改正とするのか、作り直すのかは決めていただければよいかと思います。その際に、考え方の順番がわかりやすく、かつ矛盾がない形で構成する、といったご指摘だったかと思いますが、それでよろしいでしょうか

○A委員

まだ答えていただけていない点があります。

○会長

表3の部分ですね。円滑な教員の確認。確かにわかりづらい部分ですね。

○事務局（平出給食係長）

「学校アレルギー事故を100%防止するために」、という手順書がありますが、これに沿って教職員の方が混乱なくスムーズに対応できるようにということで、それを確認するためにここに表記したものです。

○A委員

すいません。ここは書き直していただきたいと思います。

○事務局（平出給食係長）

フローを使用して視覚的にもわかるような確認の仕方ということで、前日からの確認のチェックポイント、当日の教職員の動き方、児童生徒がアレルギー食を受け取るタイミングやダブルチェックをどのタイミングでどういった体制で行うのかといった1日の流れを明記していますが、ここをどうわかりやすく表記するか、わかりやすくするためにはどういふようにすべきかが書いてあるものとなります。

○会長

そうすると、例えば「学校アレルギー事故を100%防止するために」に沿って教員が円滑に対応できるような手順の提示といった意味合いですよね。そのように修正をお願いしますか。

○事務局（青木学校給食課長）

はい。

○会長

それから、先ほどお答えいただきましたが、見直しの方向性の中に実践訓練ということで、これは、対応手順の訓練もありますし、万が一、アクシデントが起きた時にどう対応するかの訓練も含めるということでしょうか。訓練というのが、防止するための実践的なトレーニングもあるでしょうし、万が一事故が起きた時に危機管理上スムーズに対処するための訓練も含めているのかどうか、ということですね。

○事務局（平出給食係長）

研修というところで一括りにしているところがありますが、例えばアナフィラキシーショックのようなショック症状が起きた時には、どのような動き方をするのかをロールプレイングのような形で実践的に研修をしている学校もありまして、そういったものも踏まえた実践的な研修という形になります。また配膳のところなどでも、配膳台にどのように食器、食管を並べるといいのかということも含めて研修の中ではお伝えしていこうかなと考えているところです。

○会長

ここにはそこまで細かく記載はしませんが、そういったものも含まれているということで、委員の皆様にはご了承いただき、実践研修を含む教員研修といった表現になるでしょうか。

そして最後、お願いではなくて、要望いたしますという表現でよろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

○B委員

訓練の話がとても重要と考えておりまして、対応方針でエピペン等の管理方法を決め、全教職員に周知します、といったところで、対応を間違えると児童生徒の命に危険が及びますので、そういう意味では研修ももちろんですが、実践的な実地訓練が重要かと改めて思います。その点を加えていただく方がいいかなと思います。

もう一点、2回目の会議の中でも、新しい調理場では8,500食作る中で150食のアレルギー対応食を作るということで、現在建物は建設中ということでしたが、新しく調理を始めるということは、学校で教職員の方が児童生徒の各々のアレルギーを把握するということが重要ですが、調理場の中でもコンタミネーション等なく安全にアレルギー対応食を調理できるという点について、栄養士、調理員の共有訓練というのが非常に重要かと思えます。アレルギー対応方針の中でも、栄養士、調理員の役割が記載されていますので、そういった中で栄養士、調理員の研修も含めて、しっかりやっていただければと思います。調理現場での安全確保に向けて従事者の方の訓練について、別表3の中にうまく入れてもらえればと思います。現場ではヒヤリハット事例もあるかと思えますので、そういったものをうまく取り入れてもらえればと思います。

○会長

ありがとうございます。とても重要なことで、何を作りどうするか、といったことしか議論されていませんでしたが、根本の調理場内、調理面でのミスが起きない対応手順や教育訓練について加筆するということでよろしいでしょうか。

○事務局（青木学校給食課長）

ご意見ありがとうございます。新調理場を建設するにあたりまして、来年の夏季休業期間において、調理、配送、配膳の訓練を実施することとなっております。栄養士を含めた調理場の調理における事故が起きないように研修、訓練は必要だと考えております。この点については、精査し加筆していきたいと考えております。

○会長

はい。今の対応方針の中では学校の対応があつて、教育委員会の取り組みがあるので、この中に調理場の取り組みというような項目を立てるのがわかりやすい組み立てになるかと思えます。

他にございますでしょうか。

答申案については、「はじめに」と「見直しの方向性」はそのまま、見直しの内容としてはこの順番で行きますが、使用しない食品、対応食品は今後この順番として矛盾がない形で十分検討していただくこととして、今回はこのステップで記載されるということ、表3の方では、アレルギー事故を100%防止するという事について教員が対応できるように手順を提示する、そういう中に実践訓練という表記にするのか実地訓練という表記にするのか検討いただき、訓練をすることを明記していただく。また、調理場での対応についても明確化し、訓練を行うということを加えていただく。これらのことがアレルギー対応方針の改定又は新たな作り直しに反映されていくということになります。それから、終わりにというところでは、食育のさらなる充実を要望するといったことでよろしいでしょうか。

では、今日の審議事項の答申案は以上でお認めいただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この後、本日の修正をいただいたものを私のほうでも確認して、これを答申といたします。提出方法は、今申し上げたとおり、修正したうえで事務局と調整して提出したいと思えます。答申が受理されたものは写しを皆様にお送りする形をとらせていただきます。

それでは、次第の4その他について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（青木学校給食課長）

それでは、次第の4「その他」について、事務局よりご説明いたします。

本日はお忙しい中、本審議会に出席いただき、ありがとうございました。開催の間隔が短い中、資料や開催通知の送付が直前となつてしまい、お手数をかけてしまったこともありますが、皆様にご尽力いただき、本日答申案の決定をいただきました。

今後、この答申をもとに、学校との協議調整を経て、アレルギー対応方針の改正、対応手順の作成を行い、委員の皆様にもご報告させていただきます。

前回の審議会において、今年度の審議会は定例を除いて今回で終了の旨お伝えいたしました。前回の事務局からの連絡を訂正させていただきます。アレルギー対応方針に係るご報告や、給食費の決算報告、給食費の公会計化等、報告事項が多数あるため、今年度10月頃を目途にもう1回審議会を開催したいと考えております。

前回の事務連絡と異なることとなってしまう、大変申し訳ありません。開催通知につきましては、1～2か月前までに通知させていただきますので、何卒よろしくお願いいたします。

もう一点、コロナ禍における学校給食食材の高騰対応に関するご報告があります。物価高騰への対応として、献立や使用食材の工夫により対応しておりますが、安定的な給食提供に課題が残るところであります。本市の対応ですが、私費会計である学校給食費会計に対し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金を活用し、食材費の物価高騰分を一般会計より交付することで給食費の値上げを行わず、保護者の負担増を回避することとしております。対応期間は、令和4年6月分から令和5年3月の給食についてであり、今後については状況を見ながら判断してまいります。交付額については、学校給食費の改定方法に準じた形で物価高騰分を算出し、1食あたり10円を交付していくこととしています。予算総額は約1,700万円となり、この内容について、6月2日に本会議で補正予算として審議いただいたところとなります。

事務局からは以上です。

○会長

ありがとうございました。本日の審議事項は以上となります。

アレルギー対応については、今後、教職員、現場との調整もありますので、わかりやすい対応方針、マニュアル作成がされることを願っております。

最後に副会長より、挨拶をお願いいたします。

○副会長

本日はありがとうございました。次回は10月ということで、よろしくお願いいたします。

○教育部長

委員の皆様におかれましては、あらためてありがとうございました。給食の調理されるところから児童生徒が給食を口にするまでのところで、短い開催期間の中、3回の審議会にお越しいただき有意義な議論をいただきました。本日は、お足元の悪い中、ご出席いただきありがとうございました。

閉会